

# 令和4年度アドバイザー相談業務委託 企画提案募集案内

令和4年2月8日

発注者 かながわ県民活動サポートセンター所長

神奈川県では、ボランティア活動に関する相談窓口を開設し、的確な助言と情報提供等を行うアドバイザー相談事業を実施しており、その業務を民間団体に委託しています。

このたび、令和4年度業務の受託者となっただけの団体を、公募型プロポーザル方式により募集しますのでお知らせいたします。

## 1 委託業務の名称

令和4年度アドバイザー相談業務委託

## 2 委託業務の目的

ボランティア活動を行う（これから行おうとする者を含む）個人や団体から寄せられる相談に的確に対応し、課題解決に導くとともに、市区町設置のボランティア活動支援施設をはじめ関係機関との連携を強化し、もって、県内のボランティア活動の促進を図る。

## 3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

## 4 委託業務の内容

別紙「令和4年度アドバイザー相談業務委託仕様書」のとおり

## 5 委託料

### (1) 上限額

4,356,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

※ 本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

### (2) 対象となる経費

対象となる経費は、提案する事業を実施するために必要な次の経費とします。

- 人件費（給与等）
- 謝金（外部相談員、講師謝礼等）
- 交通費
- 消耗品費
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 会場使用料

- 手数料等諸経費
- 一般管理費
- 消費税及び地方消費税

(3) 支払い方法

委託料の支払は概算払いとし、四半期ごとに支払いを行い、委託期間終了後に業務実績に基づき精算を行います。

## 6 応募資格

次の要件を満たす団体または複数の団体で構成するグループ（以下「グループ」という。）とします。なお、グループで応募する場合は、グループの代表者を定めた上で応募してください。

※ 法人格を持たない団体及びグループが相手方となった場合は、県と代表者個人との契約となります。

(1) 団体またはグループを構成する団体の全てが、次の要件を満たしていること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと。
- ・ 神奈川県競争入札への指名停止期間中でないこと。
- ・ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- ・ 最近 1 年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ・ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含まないこと。
- ・ アドバイザー相談業務委託団体等検討会（以下「検討会」という。）の委員が役員に就いている団体等でないこと。

(2) 別紙「令和 4 年度アドバイザー相談業務委託仕様書」に規定する業務内容を適切に履行する能力を有すること。

(3) ボランティア活動等に関し、相当の知識・経験を有する相談員を配置できること。なお、相談員については、適切に監督できる状況にあれば応募団体またはグループの構成員である必要はない。

## 7 スケジュール

- |                  |                     |             |
|------------------|---------------------|-------------|
| (1) 企画提案募集開始     | 令和 4 年 2 月 8 日 (火)  |             |
| (2) 質問書の受付       | 令和 4 年 2 月 17 日 (木) | 12 時まで (必着) |
| (3) 質問に対する回答     | 令和 4 年 2 月 22 日 (火) |             |
| (4) 企画提案書の受付     | 令和 4 年 3 月 1 日 (火)  | 17 時まで (必着) |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和 4 年 3 月 9 日 (水)  |             |

## 8 応募手続き

### (1) 企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」又はかながわ県民活動サポートセンターのホームページからダウンロードしてください。

※ サポートセンターのホームページ URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/soudanmadoguchi.html>

### (2) 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関して質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、かながわ県民活動サポートセンターのホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書（様式任意）

イ 提出期限 令和4年2月17日（木）12時まで（必着）

ウ 提出方法 e-kanagawa電子申請システム

エ 回答日 令和4年2月22日（火）

オ 回答ホームページアドレス

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/soudanmadoguchi.html>

### (3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

（ア）令和4年度アドバイザー相談業務委託企画提案書（様式1）

（イ）アドバイザー相談業務委託予算見積書（様式2）

（ウ）団体調書（様式3）（所轄官庁に提出した活動報告書（平成30～令和2年度分）がある場合はその写しを添付する。）

（エ）構成員及び役割分担（様式4）（グループで応募する場合のみ提出。）

（オ）法人（団体）の定款又は規約

（カ）法人（団体）の役員名簿

※ グループで応募する場合、（ア）・（イ）・（エ）はグループとして一つのものを提出し、（ウ）・（オ）・（カ）は添付書類も含め、グループを構成する団体全ての書類を提出してください。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和4年3月1日（火）17時まで（必着）

エ 提出方法 e-kanagawa 電子申請システム

## 9 受託者の選定方法

応募のあった企画提案書に基づき、公開のプレゼンテーションを実施します。その後、有識者で構成する検討会の委員が応募書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、同委員の意見を参考に県が受託者を決定します。

検討会で、別表に掲げる基準に基づいて提案内容の確認・意見交換を行います。

※ 公開プレゼンテーションにおける注意事項

- ・ プレゼンテーションは、令和4年3月9日（水）午後に、「かながわ県民センター」内の会議室等で開催する予定です。

- ・ 事前に提出された企画提案書の内容について、プレゼンテーション（8分程度）を行ってください。
- ・ 8（3）アに記載されている提出書類以外の資料を配付することは出来ません。
- ・ プレゼンテーションの後、委員等から質疑がなされますので、その場で回答してください。
- ・ プレゼンテーションは、原則として本業務の業務責任者（予定者）が出席の上、行ってください。
- ・ 詳しい実施要領等は、別途お知らせします。

## 10 応募が無効となる場合

以下の項目のいずれかに該当する場合は、応募が無効となりますのでご留意下さい。

- (1) 応募資格を有しないもの。
- (2) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 委託料の上限額を超えているもの。

## 11 選定結果、意見書の通知

検討会の結果を踏まえ、県は委託する団体を選定します。選考結果は、プレゼンテーションを行ったすべての団体に、自団体の得点、委託先として決定した者（以下、「決定者」という。）の総計得点を、加えて、決定者には検討会意見を付して通知します（3月下旬予定）。決定者については、検討会意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。なお、決定者の名称及び事業所所在地を県のホームページで公表します。

## 12 業務委託契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と令和4年度アドバイザー相談業務の委託契約を締結します。契約期間中、同センターと適宜、必要な協議を行いながら業務を実施してください。

※応募のあった業務計画の内容については、通知した意見書に基づき、必要により協議を行い、委託契約前に調整を行う場合がありますので、予めご承知置きください。

## 13 留意事項

- (1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用いたしません。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、事業内容について県と協議し、調整を行う場合があります。
- (5) 本事業は、令和4年度神奈川県当初予算において事業予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので予めご承知置き願います。

別表

■評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	
提案の内容	(1)業務実施にあたっての基本的な考え方	ボランティア活動に対して適切な課題認識を有するとともに、地域のボランティア活動相談窓口として必要な対応の方向性が示されている。	5点	40点
	(2)ボランティア活動相談窓口の開設及び運営	(総合相談) 一次的な相談対応や事案の整理等を行う総合相談窓口の対応のあり方や運営方針、実施方法等が明確に示されているとともに、相談しやすい開設曜日や時間帯が設定されている。	5点	
		(テーマ別相談) テーマ毎にテーマに沿った知見を有する相談員の配置や外部機関の職員との連携体制がとられている。また、必須テーマ以外に設定するその他のテーマは、県民やNPOのニーズを的確に反映したものとなっており、その運営方針、開設する週、回数等も効果的に設定されている。	5点	
		(資金調達相談等) 運営方針や実施内容、開催回数等が効果的に設定されている。また、NPO法人向け事業計画・資金調達相談については、相談者の状況に応じた多角的な相談に対応できるアドバイザーや専門家が配置されている。	5点	
		その他、相談機能のさらなる充実が期待できる提案がなされている。	5点	
	(3)県内ボランティア活動支援施設との連携	意見交換会等の実施については、県内ボランティア活動支援施設との連携強化に資する企画内容となっており、その開催方法、回数等についても効果的に設定されている。	5点	
		意見交換会等以外の業務の実施については、県内ボランティア活動支援施設との連携強化に資する企画内容となっており、その開催方法、回数等についても効果的に設定されている。	5点	
	(4)広報業務の実施	広報の実施については、ボランティア活動相談窓口の利用促進が期待できる内容及び規模となっている。	5点	
実施体制	(5)専門性	必要な専門性(経験・ノウハウ・専門知識・その活用法等)を有するスタッフで構成され、業務を適切に行う体制となっている。	5点	10点
	(6)予算見積	提案内容を確実に実施するための経費が適切に計上されている。また、適正な積算が行われており、かつ、見積りの価格が低廉な順番に高評価とする。	5点	
合計			50点	

※評価項目ごとに5段階5点満点で採点します。合計得点が20点以下または審査項目に著しく評価の低い項目がある企画提案書は選定しない場合があります。

点 数	基 準
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	劣っている
1点	著しく劣っている

**【問合せ先】**

かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課

電話 (045)312-1121(代表) (内線 2823) FAX (045)312-4810

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x.html>

**■検討会委員 (50音順)**

氏名	所 属
藤澤 浩子	特定非営利活動法人 よこすかパートナーシップサポーターズ代表理事
安井 忍	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター 相談担当専門員
安室 まり子	特定非営利活動法人 神奈川県ホームヘルプ協会 副理事長